

# 第 1 編

## 総 則

計画の趣旨や構成、対象となる災害や災害廃棄物の処理方針など、計画の基本的事項を定めます。

1-1 背景及び目的

1-2 基本的事項

## 1-1 背景及び目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする地震及び津波による災害（以下「東日本大震災」という。）では、膨大な量の災害廃棄物が発生するとともに、津波に伴う海水や土砂の影響により、沿岸地域では倒壊建物等が塩分や土砂混じりとなった。このため、災害廃棄物の量・質ともに処理が困難なものとなり、岩手県や宮城県を主とする被災地域では、処理完了までに概ね 3 年の歳月を要した。

本県は、「香川県地域防災計画（令和 3 年 2 月）」（香川県防災会議）において、地震及び津波による被害を想定し、今後発生する可能性のある南海トラフ地震等について、地震防災体制の推進を図っている。特に、廃棄物については、災害時において大量に発生する、災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図るものとしている。

こうした背景から、「香川県災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）は、過去の教訓を活かすとともに、県内の市町が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、必要となる事項をあらかじめ計画としてとりまとめ、平成 28 年 3 月に策定したものである。

本計画の策定以降、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風等の大規模な風水害が頻発しており、それらの災害対応での知見や平成 30 年 3 月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」の反映、廃棄物処理施設の状況の更新等を行うため、本計画の見直しを行った。

なお、引き続き、本計画は、県の地域防災計画や被害想定の見直し、市町災害廃棄物処理計画の改定状況、県内の廃棄物処理施設の状況等の変化に対応して、適宜、見直していくものとする。